

## 第2章 労働組合の資格審査

令和4年における資格審査事件の取扱状況は、次のとおりである（第4表参照）。

今年取扱件数は、令和3年からの繰越4件、新規申請4件で、合計8件であった。

新規申請事件の申請事由別の内訳は、委員推薦に伴うものが0件（前年比5件減）、不当労働行為の救済申立てに伴うものが4件（同1件増）、法人登記のためのものが0件（同3件減）であり、総会決議によるもの（労働者供給事業）の取扱いはなかった。

次に、終結件数をみると、2件が終結し、全て打切りであった。

打切り2件の内訳は、不当労働行為事件の取下げに伴うものが2件となっている。（資格審査事件の取扱一覧は、第5表参照）。

第4表 資格審査事件取扱件数

区分		年					平均	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4		
取扱件数	繰越		0	4	5	5	4	3.6
	新規申請	委員推薦	0	5	0	5	0	2.0
		不当労働行為	4	3	1	3	4	3.0
		法人登記	4	1	3	3	0	2.2
		総会決議 (労働者供給事業)	0	0	0	0	0	0.0
		小計	8	9	4	11	4	7.2
	計(a)		8	13	9	16	8	10.8
終結件数	適合決定		3	7	3	12	0	5.0
	不適合決定		0	0	0	0	0	0.0
	取下		0	0	0	0	0	0.0
	打切		1	1	1	0	2	1.0
	却下		0	0	0	0	0	0.0
	計(b)		4	8	4	12	2	6.0

(注) (a)－(b)は翌年に繰り越し。

第5表 資格審査事件一覧

事件番号	労働組合の名称	申請事由	受付年月日	終結年月日	終結事由	審査委員
1- 8	全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部	不当労働行為 (1-2)	1. 6. 25			向田
3- 8	埼玉県私立学校教職員組合連合	不当労働行為 (3-1)	3. 7. 6			山下
3- 9	H教職員組合	不当労働行為 (3-1)	3. 7. 6			山下
3-11	J労働組合	不当労働行為 (3-2)	3. 8. 20	4. 7. 6	打切	山崎
4- 1	一般合同労組さいたまユニオン	不当労働行為 (4-1)	4. 3. 10			甲原
4- 2	たすけあい労働組合	不当労働行為 (4-2)	4. 3. 29	4. 4. 26	打切	青木
4- 3	たすけあい労働組合	不当労働行為 (4-3)	4. 7. 28			青木
4- 4	埼玉県私立学校教職員組合連合	不当労働行為 (4-4)	4. 12. 16			山崎